

北栄町「(仮称) 北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和2年10月12日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」について、北栄町に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 鳥取県東伯郡北栄町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大13,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月28日
環境大臣意見受理	令和2年 9月25日
経済産業大臣意見	令和2年10月12日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

北栄町「(仮称)北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の稼働による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ、環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、本事業と他の事業者との風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対する調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)風力発電設備の既存の設備から新しい設備への更新(以下「リプレイス」という。)の特性を踏まえた環境影響評価

本事業はリプレイスであることから、「風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月環境省)の考え方を参考にしつつ、その事業特性を踏まえた環境影響評価を実施すること。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)、その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた砂丘植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された飛砂防備保安林並びに潮害防備保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、「羽衣石城跡」、「ハワイ風土記館」等の主要な眺望点が存在しているほか、三朝東郷湖県立自然公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「打吹山」が存在していることから、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。